

北消監公表第1号

令和3年度北はりま消防組合定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行したみだしの監査結果は次のとおりであり、同条第9項の規定により公表する。

令和4年1月25日

北はりま消防組合

監査委員 高瀬英夫
同 大畠一千代



令和 3 年度

定期監査結果報告書

北はりま消防組合監査委員

北消監報第2号
令和4年1月25日

北はりま消防組合議会議長
北はりま消防組合管理者様
北はりま消防組合公平委員会

北はりま消防組合
監査委員 高瀬英夫
同 大畠一千代

令和3年度北はりま消防組合定期監査結果報告書の提出
について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行したみだしの定期監査について、同条第9項の規定により結果報告書を提出します。

1 監査の対象

消防本部 消防部 総務課、企画財政課、予防課
警防部 警防課、救急課、情報管理課
消防署 西脇消防署、西脇北出張所、多可出張所、
多可北出張所、多可南出張所
加西消防署、加西南出張所、加西北出張所
加東消防署、東条出張所

2 監査の期間 令和3年12月10日から令和4年1月13日まで

3 監査の期日等 令和4年1月13日

(関係職員の出席を求め、聴取等を実施した日)
西脇消防署 3階大会議室

4 主たる監査項目

- (1) 担当別業務及び人員配置状況
- (2) 歳入歳出予算の執行状況
- (3) 主要契約の執行状況
- (4) 補助金・交付金及び負担金の交付状況
- (5) 懸案事項又は問題事項

5 監査の要領

監査の実施に当たっては、全部署を対象とし、主たる監査項目に係る関係資料及び関係書類・台帳等（予算執行に係るものは令和3年10月末時点）の提出を求め、監査時点までの各事務事業等の説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

6 監査の着眼点

監査資料として提出を求めた「懸案事項又は問題事項」について、その実情及び今後の対応等の説明を求め確認した。

7 監査の結果

あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果、各部門とも所管の事務事業については、監査した限りにおいて適正な予算執行がされていると認められた。

本年度に取り組まれている事業のうち財務書類作成業務委託料が前年度に比べ減額となっている理由について確認したところ、地方公会計マニュアル（総務省）に基づき、国からの要請に対応するも

ので、平成28年度に加東市との調整の結果、加東市が利用されていた業者の公会計システムを導入し、委託契約した。平成30年度管理者の交代に伴い、会計管理等の事務全般が加東市から西脇市へ準じるようになったが、引き続きその業者と委託契約を締結していた。しかし、契約金額が高額なため近隣市町等へ調査を行い、そのままシステムは使用し、他の事業者でも財務書類の作成が可能であることが判明したことにより、入札を行い他の事業者と契約したことにより委託料の減額となったとの説明があった。

また、西脇消防署多可出張所新築工事（繰越）について、工事内容等の説明を受け、11月1日から運用開始されていることを確認したところである。

各部署の「懸案事項又は問題事項」では様々な事項がある中で、指令センターの移設について確認したところ、消防指令センターが設置された平成26年以降は10年後の令和7年に、現在の旧滝野庁舎から西脇消防署へ移設予定とされていたが、現在の旧滝野庁舎で令和7年度から10年間延長することに決定した。今後新たに、人員配置を含めた、指令システム整備計画の更新を図っていくとの説明を受けた。引き続き、各部署の懸案事項などについては、職員のスキルアップを図るためにも署員全員が問題意識を共有し、解決に向け鋭意取り組まれたい。

また定期監査終了後、準公金について、消防本部、西脇消防署で管理している各種団体の経理事務を確認したところ、適正に処理が行われていることを確認した。

本年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各部署とも対応に苦慮されているところであるが、今後も、地域住民の生命、財産を守ることをはじめ、健康面においても十分留意するとともに、効率的で適正な予算執行に努められ、より一層業務運営に尽力されたい。